

保険に関する主な検討課題（案）

1．保険商品の販売のあり方

（1）保険商品の販売チャネルの将来展望

- a．保険商品市場の動向や保険会社の多様化（生損保相互参入、外資系保険会社の参入）を踏まえ、保険商品の販売チャネルは今後どのようなようになっていくと見込まれるか。特に、欧州で一般的な銀行等の販売網を活用した販売や、国際的に広がりが見られるインターネット等を通じた通信販売など新たな販売チャネルのメリットとリスクについて、どう考えるか。
- b．保険仲立人（ブローカー）を通じた販売は、米国や英国においては主要チャネルの一つとなっているが、我が国では平成8年の制度導入以降、未だ揺籃期にある。この販売チャネルの今後について、どう見るか。
- c．保険商品を取り扱う代理店のうち、関係企業グループ内の企業やその従業員の保険を取り扱う「機関代理店」は我が国に特有のものと言われるが、こうした機関代理店の合理性、問題点や将来性について、どのように考えるか。

（2）保険商品の販売規制のあり方

- a．保険商品の販売チャネルの多様化や金融商品販売法の施行等の業態横断的な規制の動きなどを踏まえ、今後の保険商品の販売規制のあり方について、どう考えるか。
- b．銀行等による保険商品の販売規制については、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月閣議決定）において、規制の緩和に関する検討を行い、平成15年度中に結論を得ることとされているが、保険契約者の利便性の向上の観点や銀行等の影響力に基づく不適切な販売といった弊害の懸念等も踏まえ、どのように考えるべきか。
- c．保険商品の販売については、自己契約規制や構成員契約規制といった、保険商品の特性を踏まえた特有の規制が設けられているが、こうした規制の合理性や見直しの必要性をどのように考えるか。これらのほかに見直しを検討すべき販売規制はないか。

2. 保険会社のガバナンスのあり方

(1) 保険会社のガバナンスに関する論点

- a. 外資系保険会社の進出や業態間相互参入による保険子会社の設立により、保険株式会社の中には一人株主の会社も少なくないが、こうした場合でも保険契約者の利益が経営に適切に反映されるガバナンスの仕組みにはどのようなものがあるか。
- b. 相互会社においては、社員たる保険契約者の利益に合致した経営を確保するための装置として、総代会、評議員会、契約者懇談会等の様々な機構が設けられているが、これらの役割や実態について、どう考えるか。また、近年国際的に見られる相互会社の株式会社化の動きについて、どう評価するか。
- c. 平成 15 年の保険業法の改正等により保険会社についても委員会等設置会社制度が導入されているが、その活用についてどう考えるか。また、外部からの経営者の規律付けの観点から、市場における保険会社間の競争やこれを支えるディスクロージャーの役割について、どう考えるか。

(2) 総代会のあり方

- a. 総代会が相互会社における社員自治機能をより適切に発揮できるように、これまで、総代の構成上のバランスへの配慮や選出方法に係る透明性向上、契約者懇談会との連携等の運営面での工夫などの改善が図られてきているが、現状の総代会が果たしている機能について、どのように評価するか。
- b. 相互会社の最終意思決定機関として多様な保険契約者の利益を代表するべき総代会について、さらなる機能強化のための工夫は考えられないか。

3. 保険契約者等の保護のあり方

(1) 自然災害リスク等に係る責任準備金の積立ルール等の整備

- a. 損害保険分野では、市場の発展により保険が担保するリスクの量は拡大しているが、他方で近年大規模な自然災害が増加しており、多額の保険金支払が必要となる事態も生じている。こうした中で、保険会社による充分なリスク管理を確保する観点から、適切な責任準備金の積立ルールのあり方について、どう考えるか。また、同様の観点から、国際的に展開する再保険取引に係る会計処理ルールについて、一層の明確化・適正化が必要と考えられるがどうか。

- b . 生命保険分野では、近年急速な拡大が見られる変額年金保険について、保険会社が年金支払開始時等における元本保証を提供するものが少なくない。こうした場合についても、保険会社における十分な責任準備金の積立てが必要であり、積立ルールの整備が求められると考えられるがどうか。
- c . これらの他に、適正な責任準備金の積立ルールの確立が求められる分野はないか。また、責任準備金以外の準備金について、積立ルール等を見直すべきものはないか。

(2) 保険契約者保護制度の見直し

- a . 保険契約者保護機構制度は、保険会社が破綻した際にその保険契約の移転等に対して資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図る仕組みである。このうち、生命保険会社の保険契約者保護機構については、平成 15 年の保険業法の改正により、平成 17 年度までの 3 年間の措置として、政府補助も含めて 5000 億円の財源が用意されている。平成 10 年の制度創設以降の運用状況や、保険監督手法の充実、保険会社の破綻処理法制の整備等も踏まえ、平成 18 年度以降の財源措置のあり方を含めた保険契約者保護機構制度の見直しについて、どのように考えるか。
- b . 現行の保険契約者保護機構制度は、他の保険会社への移転等により保険契約の継続を確保することで保険契約者を保護することを基本としている。他方、保険期間が短期である自動車保険等の損害保険については、保険契約の継続よりも、破綻後の一定期間について保険金の支払いを確保する方式の方が適当であるとの指摘があるが、どう考えるべきか。その際、損害保険会社も長期の貯蓄性商品を取り扱っていることや、医療保険等のいわゆる第三分野商品は生命保険会社も取り扱っていることについて、どのように考えるべきか。

(3) 無認可共済への対応

- a . 特別な根拠法に基づかず設立された任意団体で共済事業を行う、いわゆる「無認可共済」については、これまで自発的な共助を基礎とするものであり、その契約者を保護するための規制は基本的に必要ないとされてきた。しかし、近年こうした事業の規模や形態が多様化しており、消費者保護の観点等から規制を求める声があるが、これについてどう考えるか。
- b . 仮に、規制が必要とする場合、どのような規制が適切か。保険会社の保険商品と同等の商品を広く多数の者に提供するような無認可共済が出てきており、一部では保険会社との競合が見られることも踏まえ、保険業法による保険会社の規制との関係をどのように考えるべきか。

保険に関する主な検討課題 (案)

(参考資料)

○個人保険種類別新契約成績表(生命保険)

(単位:千件、億円)

	10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
	件数	金額								
終身保険	1,333	86,485	1,194	69,456	1,508	72,187	1,409	55,238	1,379	57,092
定期付終身保険	2,321	577,213	2,070	558,985	1,814	482,216	798	232,257	743	221,886
利率変動型積立終身保険	-	-	-	-	-	-	1,188	213,736	1,192	200,257
定期保険	1,360	168,278	1,373	179,879	1,413	201,481	2,300	263,056	2,074	258,749
養老保険	1,398	43,823	1,077	31,371	878	28,750	708	23,288	633	20,911
定期付養老保険	179	24,721	205	25,848	150	19,316	134	18,138	95	13,524
生存保険	-	-	303	5,047	327	10,589	226	5,585	245	6,127
その他の保険	-	-	3,613	215,894	3,529	236,755	4,314	239,243	4,645	250,576
医療・ガン保険	-	-	2,483	9,377	2,745	8,659	3,196	9,206	3,465	10,031
介護保険	-	-	-	-	-	-	199	61,013	216	67,418
個人年金保険	1,319	64,355	810	35,552	868	37,779	510	22,679	749	37,165

(注)個人年金保険の金額は、年金開始時における年金原資による。

出典：「Insurance」

医療保険の金額は、死亡保障金額による。

(ただし、主契約保障として死亡保障のない種類については件数のみ掲げ、金額はカウントしていない。)

介護保険の金額は、介護給付金額による。

○元受正味保険料(損害保険)

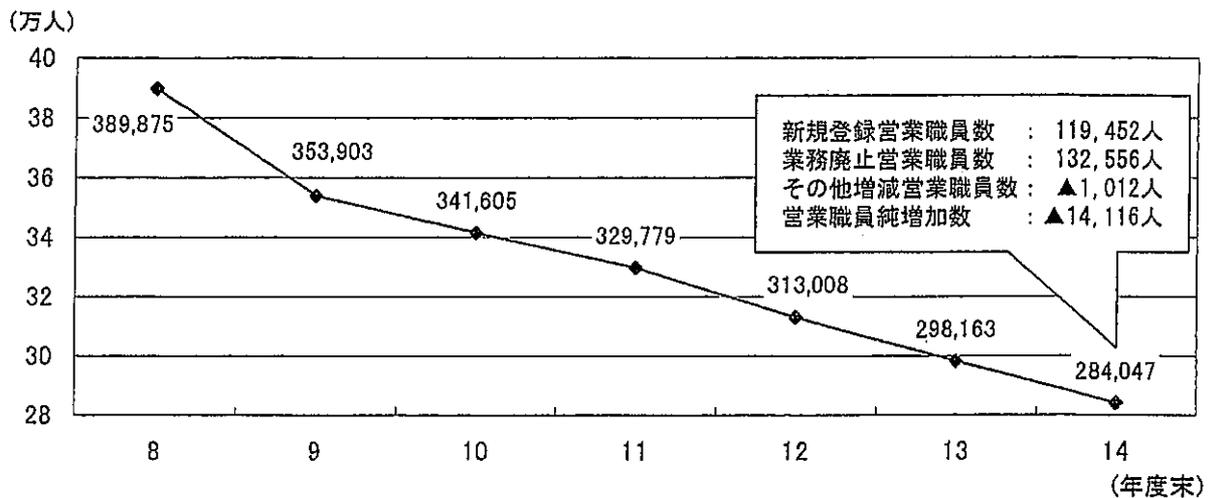
(単位:億円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
火災保険	17,740	17,442	15,836	15,075	14,934
自動車保険	35,720	35,999	36,499	36,765	36,053
傷害保険	22,954	20,498	18,312	16,252	15,781
新種保険	7,459	7,336	7,585	7,839	7,798
労働者災害補償責任保険	1,033	947	983	851	796
賠償責任保険	3,041	3,050	3,097	3,326	3,344
動産総合保険	1,189	1,185	1,223	1,219	1,200
海上・運送	2,796	2,515	2,504	2,507	2,511
小計	86,671	83,791	80,739	78,439	77,079
自賠責保険	9,555	9,804	9,877	9,865	11,907
合計	96,227	93,596	90,617	88,305	88,986

出典：「日本の損害保険」

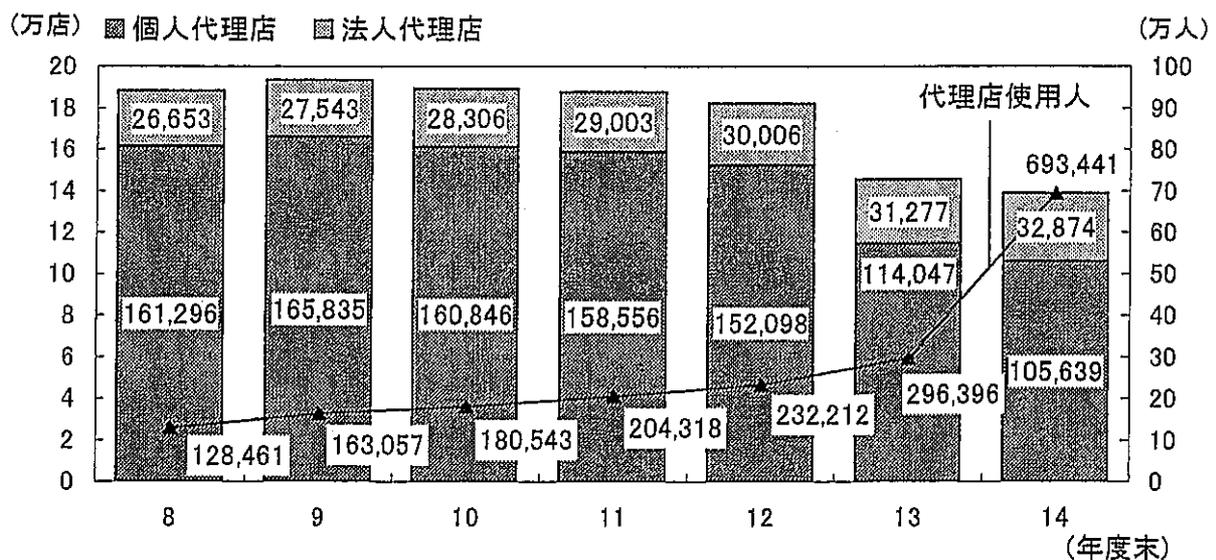
○生命保険販売体制等

年度末登録営業職員数の推移(出典:生命保険ファクトブック)



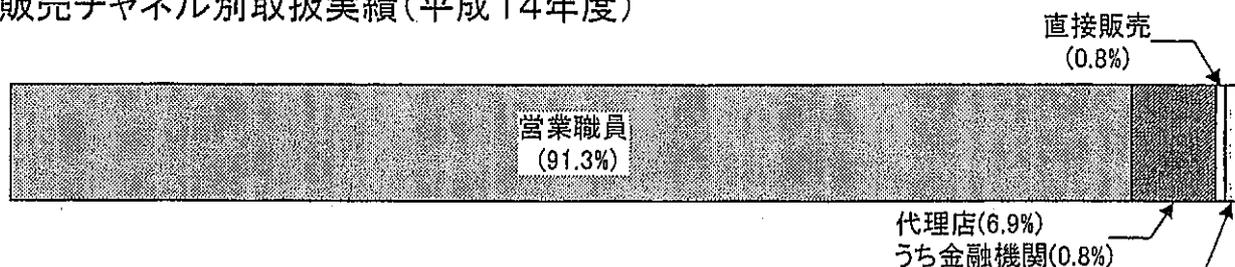
(注) その他増減営業職員数とは、職種区分変更等による増減数

年度末登録代理店数・代理店使用人数の推移(出典:生命保険ファクトブック)



- (注) 1. 代理店使用人数は、法人代理店使用人と個人代理店使用人の合計人数
 2. 生命保険文化センター調べ

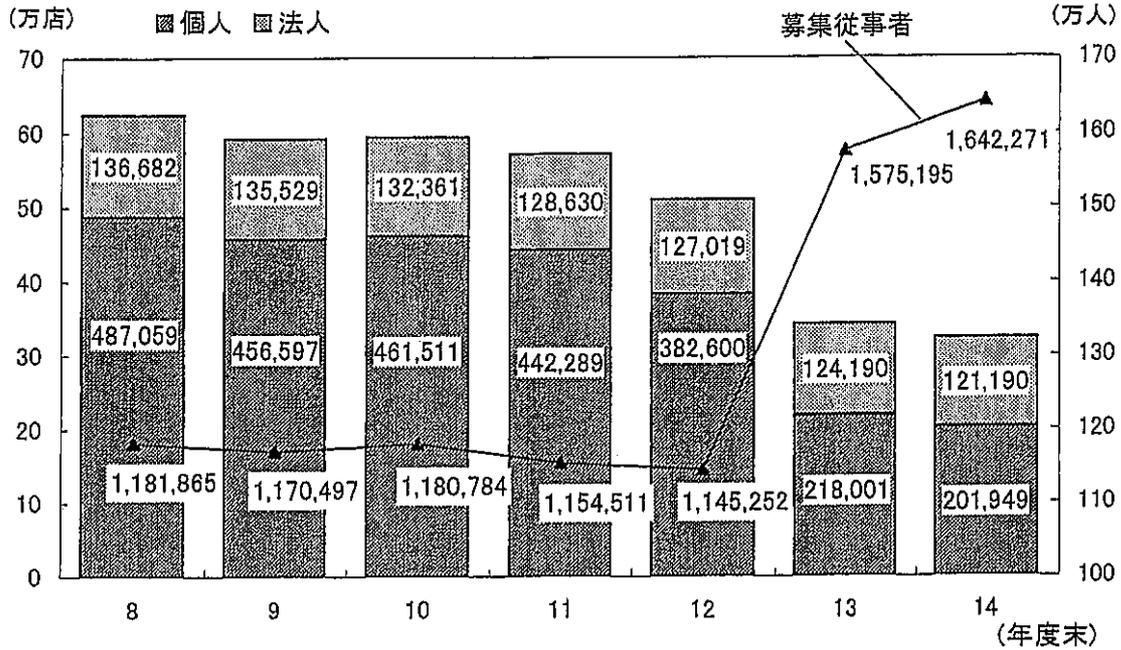
販売チャネル別取扱実績(平成14年度)



(注) 直接販売は、郵送、インターネット、電話等を用いた非対面による販売

○損害保険販売体制等

年度末登録代理店数・代理店使用人数の推移



元受正味保険料

(単位: 億円、%)

	代理店扱		仲立人扱		直扱		合計
		保険料割合		保険料割合		保険料割合	
10年度	89,223	91.6	111	0.1	8,103	8.3	97,436
11年度	86,541	91.0	112	0.1	8,497	8.9	95,151
12年度	85,364	91.7	125	0.1	7,637	8.2	93,126
13年度	80,286	91.3	166	0.2	7,471	8.5	87,924
14年度	86,123	92.6	153	0.2	6,727	7.2	93,003

(注) 直扱には通信販売を含む

出典: 「日本の損害保険」

保険商品に係る主な販売規制

○ 保険業法

- ・ 保険業法に基づく登録を受けた者（生命保険募集人及び損害保険代理店並びに保険仲立人）以外による保険募集の禁止（第 275 条）
- ・ 損害保険代理店及び保険仲立人は、その主たる目的として、自己又は自己を雇用している者を保険契約者等とする保険契約の募集を行ってはならない（第 295 条）
- ・ 保険契約の締結又は保険募集において、以下の行為を禁止（第 300 条）
 - ①虚偽のことを告げる行為・重要事項の不告知、②告知義務違反を勧める行為、③不利益となる事実を告げずに行う乗換募集、④保険料の割引・割戻しその他特別の利益の提供、⑤誤解させるおそれのある契約内容の比較、⑥不確実な事項の断定的判断・誤解させるおそれのある表示、⑦保険会社の特定関係者による特別の利益の提供、⑧その他

○ 金融商品の販売等に関する法律

- ・ 金融商品販売業者は、顧客に対し、金融商品の有するリスクに関する重要事項（元本欠損が生じるおそれ等）の説明をしなければならない 等

○ 消費者契約法

- ・ 消費者は、事業者の不適切な行為（不実告知等）により自由な意思決定が妨げられたことによって結んだ契約を取り消すことができる 等

●規制改革推進3か年計画（再改定）（15年3月28日閣議決定）

—抄—

事項名	措置内容
銀行等による 保険商品の販 売規制の更な る緩和	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。
生命保険の構 成員契約規制	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。

平成 14 年 3 月 19 日
金 融 庁

銀行等における保険商品の窓口販売について

1. 銀行等における保険商品の窓口販売は、次の商品を対象として、平成 13 年 4 月 1 日から開始されたところ。

- 住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険
- 海外旅行傷害保険

(注)住宅ローン関連の信用生命保険は、窓口販売を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定されている。

上記解禁の際、対象保険商品の拡大等については、実施状況をみながら更に検討を行い、平成 13 年度中に改めて結論を得ることとされていた。

2. これを受け、今般、利用者利便の向上、販売チャネル間の競争の促進、保険契約者保護等の観点から検討を行った結果、以下のとおり見直すこととし、今後、パブリック・コメント等の手続を経て、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 次の保険商品を窓口販売の対象として新たに加える。

- 個人年金保険（定額、変額）、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険

(2) 現在、銀行等が窓口販売できる住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険については、対象物件が専用住宅であるものに限られているが、これに店舗併用住宅を加える。

(3) 現在、住宅ローン関連の信用生命保険は、窓口販売を行う銀行等の子会社・兄弟会社である保険会社の商品に限定されているが、この規制を撤廃する。

3. 今回の規制緩和に併せて、以下のような弊害防止措置等の充実を図ることとする。

- 銀行等が保険商品を販売する際に、保険商品を購入しないことが他の取引に影響を及ぼさないことについて、顧客への説明がなされるための措置を講じる。
- 銀行等が変額個人年金保険を販売する際に、融資を受けて保険料に充てた場合、当該商品が元本割れすると、借入金が残ることについて、顧客への説明がなされるための措置を講じる。
- 銀行等が住宅ローン関連の信用生命保険を販売する際に、住宅ローンの返済に困ったときの相談窓口（当該銀行等の内部及び外部の相談窓口）について、顧客への説明がなされるための措置を講じる。
- 銀行等の内部でマニュアルを策定して研修を実施するとともに、内部検査を行うなど適切な募集体制を整えることを求める。
- 銀行等による保険商品の窓口販売の際に発生したトラブルについて、保険業界に設けられた紛争処理の場で解決を図る場合には、募集を行った銀行等にもその場への参加が義務付けられるようにする。

4. 上記 2. 及び 3. の措置を平成 14 年 10 月 1 日から実施する。

5. なお、対象商品の更なる拡大については、平成 14 年 10 月 1 日以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行い、平成 15 年度中に結論を得ることとする。

(以 上)

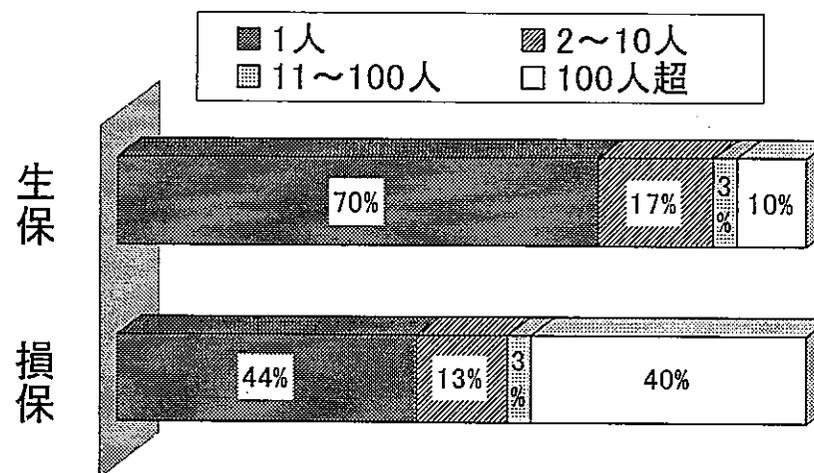
保険会社の法人形態と保険株式会社の株主数

保険会社の法人形態

生保		損保	
株式会社	29社	株式会社	29社
相互会社	7社	相互会社	0社

(注) 外国保険会社等を除いた数
(16年1月現在)

保険株式会社の株主数



(注) 株主数は、各社ディスクロージャー誌から調査したものであり、15年3月末の数

＜株式会社と相互会社の比較＞

	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (商法に基づき設立される。)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、商法上の会社には属さない。)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金拠出者(会社の構成員ではなく、単なる債権者)の拠出する基金
構成員	株主	社員＝保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険関係が発生する。)	相互保険 (社員関係と保険関係が同時に発生する。なお、非社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が法に規定されている。)	社員

主な株式会社化の事例

年	日本	米国	英国	オーストラリア	カナダ	その他
～1990		ユニオン・ミューチュアル(1986) マッカビー(1989) ノースウェスタン・ナショナル (1989)	FSアシュアランス(1989) パイオニア・ミューチュアル (1990)			R+V(独1989)
1991			アイリッシュライフ スコティッシュ・ミューチュアル			
1992		エクイタブル				
1993			スコティッシュエクイタブル			
1994		ミットランド・ミューチュアル				
1995		ギャランティー・ミューチュアル ステート・ミューチュアル	プロビデント・ミューチュアル ロンドンライフ			
1996		ファームファミリー(損保)	ケラリカル・メディカル	ナショナル・ミューチュアル コロニアル・ミューチュアル		
1997		トリゴンBC/BS	ノーウィッチ・ユニオン スコティッシュアミカブル			スイスライフ(スイス)
1998		MONY	NPI	AMP		サンラム(南ア)
1999		スタンダード				
2000		ジョン・ハンコック メトロポリタン アメラス	スコティッシュ・ウイット・ウス		マニユライフ サンライフ ミューチュアルライフ カナダライフ	オールト・ミューチュアル(南ア)
2001		フェニックスホームライフ プリンシパル アンサム(健保) プルデンシャル プロビデント・ミューチュアル	フレンス・プロビデント スコティッシュ・プロビデント スコティッシュライフ エクイタブル ナショナル・ミューチュアル			
2002	大同生命					
2003	太陽生命					

(注1) 田中 周二「生保の株式会社化」東洋経済新報社から抜粋。

(注2) 日本では、他に三井生命が2004年4月に株式会社化を予定。

2. 保険契約者からの信頼の向上

保険事業が今後とも保険契約者の信頼を確保し、我が国の国民経済の中で重要な役割を果たしていくためには、適切なディスクロージャーとガバナンスの発揮を通じて、保険会社の経営に、適切な自己規律とマーケットメカニズムが十分に働くことが不可欠である。このためには、以下の方策が講じられるべきである。

（2）保険会社におけるガバナンスの強化

保険会社の経営に対し適切な自己規律を確保していくためには、保険会社におけるガバナンスの仕組みの強化が不可欠である。

相互会社は、有限責任の社員（＝保険契約者）からなる会社であり、その事業運営の最高意思決定機関は社員総会であるが、実際の社員数は膨大であることから、社員総会に代わる機関として総代会が設けられている。しかし、現状をみると、社員自治が十分に機能しているとは言えない状況にある。現状の社員数や、経営における保険数理等の保険特有の要素にかんがみれば、適切な社員自治に基づくガバナンスの仕組みの構築については、困難な面もあるが、以下の方策を通じて可能な限りガバナンスを充実させる必要がある。

① 総代会制度の充実

従来、総代の選任に当たっては、少数の総代による丁寧な議事運営等の観点重視されてきたが、今後は、一般社員の意思を総代会に一層反映させる必要がある。具体的には、立候補制の導入など総代の選考方法の多様化を図るとともに、各社が自主的に設置している契約者懇談会等との連携を進めていくことが適当である。また、総代の構成が実際の社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している現状にかんがみ、総代の選抜範囲の拡大等を図るほか、社員数が1,000万名を超える保険会社があるにも関わらず、実態として50～150名程度となっている各保険会社の総代数については、その大幅な拡充を図ることが適当である。

また、総代に対する経営に関する情報の提供について、その充実を図るとともに、総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充することが適当である。

保険会社の貸借対照表(平成15年3月期決算)

単位:億円

生命保険会社

資産 1,798,311	保険契約準備金 1,650,427(91.8%)
	うち責任準備金 1,596,491(88.8%)
資本の部 55,546(3.1%)	その他の負債 92,337(5.1%)

損害保険会社

資産 303,033	保険契約準備金 226,175(74.6%)
	うち責任準備金 200,101(66.0%)
	その他の負債 27,575(9.1%)
	資本の部 49,282(16.3%)

(出典) 生命保険ファクトブック2003(生命保険文化センター)
ファクトブック2003日本の損害保険(日本損害保険協会)

《世界の自然災害による支払保険金等の推移》

単位：億ドル

事故年	経済損失	保険金
S35～44	75.7	7.2
S45～54	136.1	12.4
S55～H1	211.3	26.4
H2～11	652.3	123.2
H4～13	579.9	103.7

出典：Munich Re

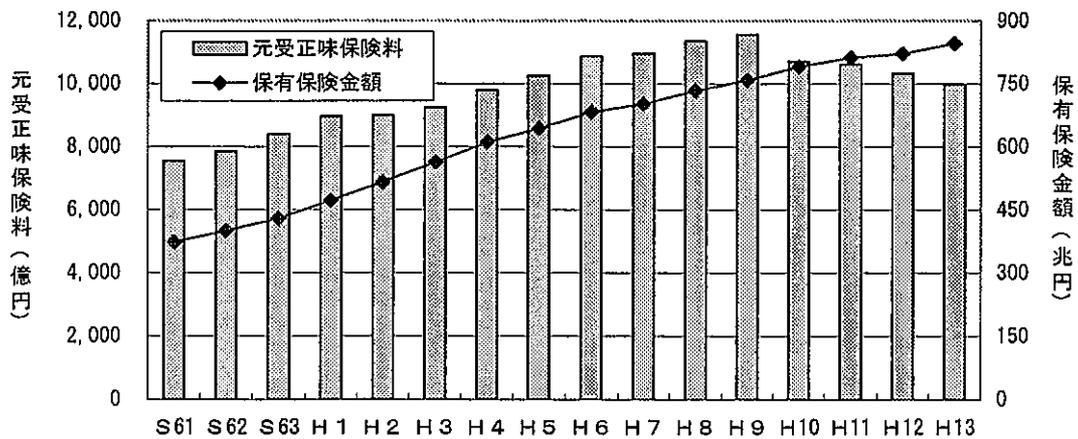
《我が国の風水災等による主な保険金支払》

単位：億円

災害名	発生年	支払保険金
台風19号	H3	5,679
台風18号	H11	3,147
台風7号	H10	1,600
平成12年9月豪雨	H12	1,030

出典：「日本の損害保険」日本損害保険協会

火災保険 元受正味保険料と保有保険金額の推移



(注1) 元受正味保険料は家計地震を除く。

(注2) 保有保険金額は住宅火災、普通火災、総合保険の合計である。

保険契約者保護機構について

1. 機構の目的

- ・ 「保険契約者保護機構」は、万一保険会社が破綻した場合でも、破綻保険会社の保険契約の移転等（移転、合併、株式取得）における資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として、生・損保別に設立（平成10年12月1日発足）。

2. 補償内容

(1) 補償対象となる保険契約

- ① 生命保険の場合：全保険契約（個人保険、個人年金、団体保険、団体年金）
- ② 損害保険の場合：自動車損害賠償責任保険、自動車保険、火災保険（保険契約者が個人・中小企業等の場合）、地震保険、傷害保険等

(2) 補償限度

- ・ 責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）の90%までを補償（自賠責保険、地震保険は100%）。
- （注）なお、破綻処理の際には、予定利率の引下げ等により契約条件が変更されることがある。

3. 機構の財源（負担金及び借入金）

- ・ 機構の財源は、保険会社からの負担金により賄われる。
- ・ 負担金は事前拠出により積み立てられているが、積立金を上回る支払いが行われる場合には、機構の借入金で対応。

〔借入限度額〕 生保機構	9 6 0 0 億円（当分の間）
損保機構	5 0 0 億円

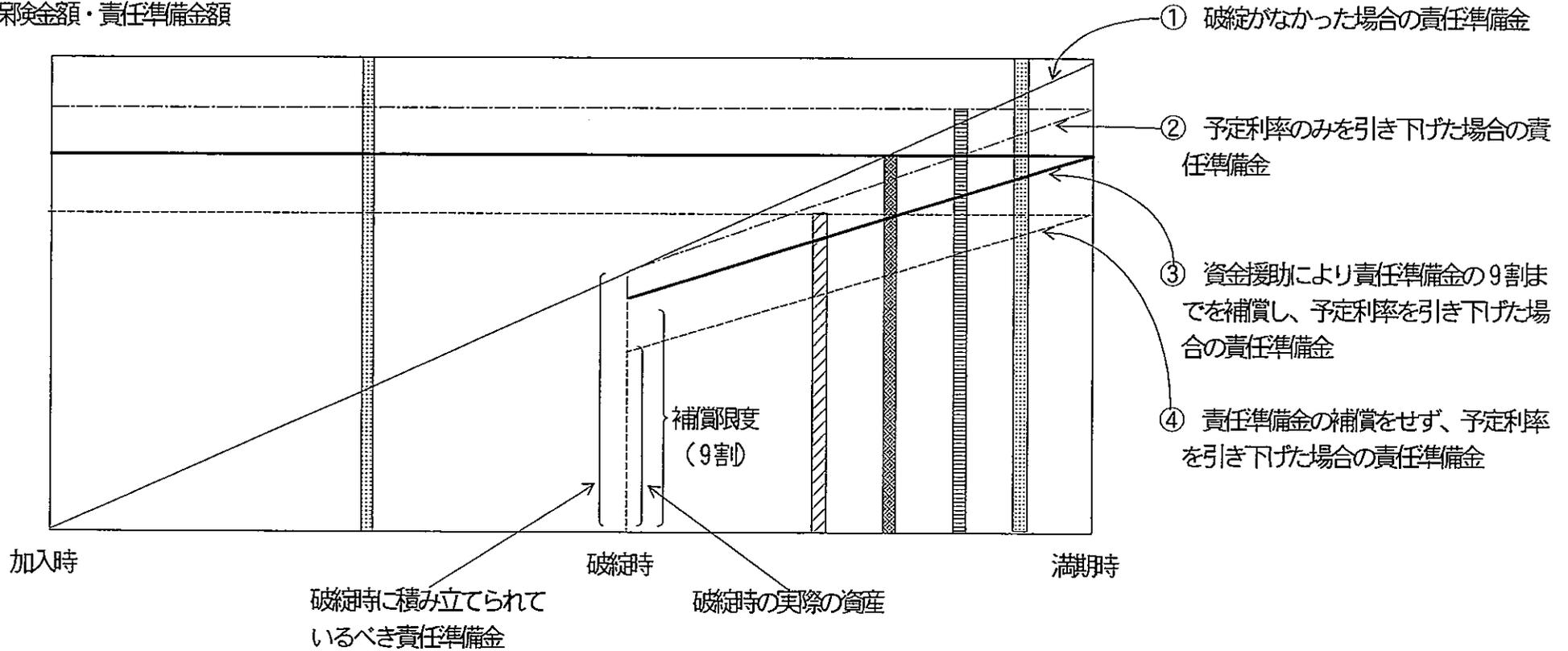
4. 公的支援

（生命保険契約者保護機構）

- ・ 破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用の全部又は一部について、予算で定める金額の範囲内で国庫の補助が可能（15年 3月末まで⇒18年 3月末までに延長）。
- ・ 借入金について政府保証を付すことが可能。

【保険契約者保護機構による補償のイメージ】

保険金額・責任準備金額



責任準備金：保険契約者が払い込んだ保険料の中から将来の保険金の支払に備えるために積み立てられるもの。

- ① 破綻がなかった場合の保険金額
- ② 予定利率のみを引き下げた場合の保険金額
- ③ 責任準備金の9割までを補償し、予定利率を引き下げた場合の保険金額
- ④ 責任準備金の補償をせず、予定利率を引き下げた場合の保険金額

破綻保険会社の処理状況

(単位：億円)

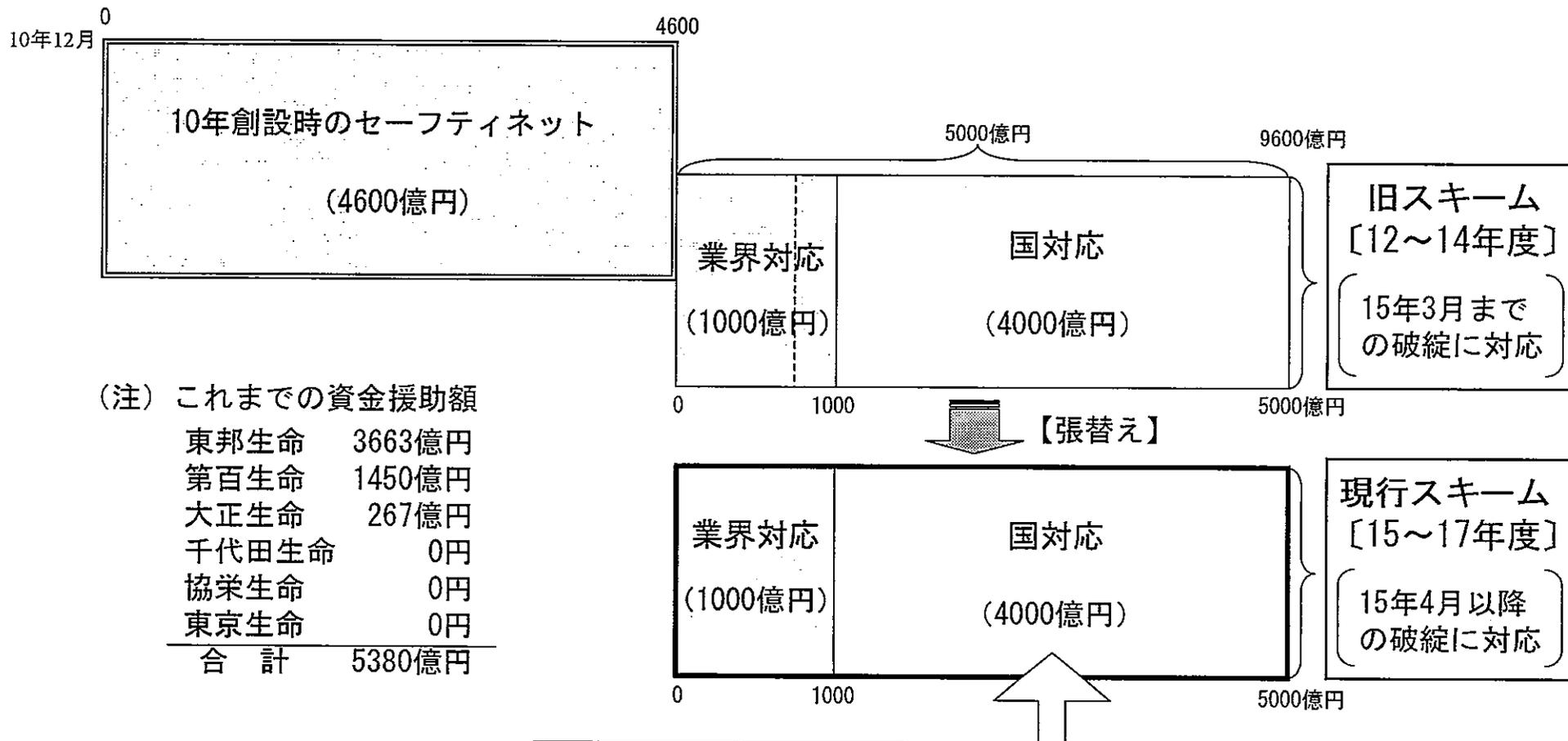
会社名	生損の別	根拠手続	手続開始日	処理状況	債務超過額	資金援助額等	責任準備金の削減
日産生命	生保	保険業法 手続	H9.4.25	平成9年10月1日、あおば生命に保険契約を包括移転。(平成11年11月にあおば生命の株式をアルテムスグループが取得)	3,000	資金援助等 (注) 2,000	なし
東邦生命	生保	保険業法 手続	H11.6.4	平成12年3月1日、ジーイーエジソン生命に保険契約を包括移転。(平成15年8月にAIGがエジソン生命の全株式を取得)	6,500	資金援助 3,663	10%
第一火災	損保	保険業法 手続	H12.5.1	平成13年4月1日、損害保険契約者保護機構で保険契約を引受け。	1,303	保険特別勘定へ繰入れ 40	10%
第百生命	生保	保険業法 手続	H12.5.31	平成13年4月2日、マニユライフ・センチュリー生命に保険契約を包括移転。	3,200	資金援助 1,450	10%
大正生命	生保	保険業法 手続	H12.8.28	平成13年3月31日、あざみ生命に保険契約を包括移転。(平成14年4月に大和生命と合併)	365	資金援助 267	10%
千代田生命	生保	更生手続	H12.10.9	平成13年3月31日、裁判所がAIGをスポンサーとする更生計画案を認可決定。4月20日よりエーアイジー・スター生命に組織変更し営業再開。	5,975	0	10%
協栄生命	生保	更生手続	H12.10.20	平成13年4月2日、裁判所が米プルデンシャル社をスポンサーとする更生計画案を認可決定。4月3日よりジブラルタ生命に社名変更し営業再開。	6,895	0	8%
東京生命	生保	更生手続	H13.3.23	平成13年9月30日、裁判所がT&Dグループ(太陽生命・大同生命)をスポンサーとする更生計画案を認可決定。10月22日よりティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命に組織変更し営業再開。	731	0	なし
大成火災	損保	更生手続	H13.11.22	平成14年8月31日、裁判所が損保ジャパンをスポンサーとする更生計画案を認可決定。12月1日に損保ジャパンと合併。	948	資金援助 53	積立型 10% 補償対象外 23%

[注] 日産生命の救済保険会社であるあおば生命に対する資金援助等は、保険契約者保護基金が実施した。

保険契約者保護制度を巡る主な動き

	契約者保護制度・破綻処理制度等	監督手法の充実等
～10年度	<p>保険契約者保護基金の創設（H8.4）</p> <p>保険契約者保護機構の創設（H10.12）</p>	
11年度		<p>早期是正措置制度の導入</p> <p>ソルベンシー・マージン基準の見直し</p>
12年度	<p>相互会社への会社更生手続の適用</p> <p>生保保護機構の拡充・政府補助制度（12～14年度）</p>	<p>保険検査マニュアルの導入</p> <p>将来収支分析制度の拡充（事業継続基準の確認）</p> <p>ソルベンシー・マージン基準の見直し</p>
13年度		<p>オフサイト・モニタリングの開始</p>
14年度		
15年度	<p>生保保護機構の拡充・政府補助制度（15～17年度）</p> <p>契約条件の変更手続の導入</p>	<p>早期警戒制度の導入</p>
16年度		<p>中間業務報告書の導入</p>

生保のセーフティネット



(注) これまでの資金援助額

東邦生命	3663億円
第百生命	1450億円
大正生命	267億円
千代田生命	0円
協栄生命	0円
東京生命	0円
合計	5380億円

資金援助が業界対応分（1000億円）を超えれば、政府補助（4000億円）を充てることが可能。

〔保険契約者保護のための資金援助の財源について業界のみが負担することになれば、経営の長期的健全性が維持されなくなる事態を招き、ひいては、国民生活の安定や金融市場に不測の混乱が生じるおそれが認められる場合〕

規制改革推進三か年計画（再改定） 一抄一
（平成 15 年 3 月 28 日 閣議決定）

Ⅱ 14 年度重点事項

（個別分野） 3 金融

1 金融サービス業の発展のための基盤整備

（6）損害保険に関する契約者保護制度の見直し【平成 15 年度中に検討】

現行の保険業法で規定している契約者保護制度は、保険会社が破綻した場合に、責任準備金（保険金等の支払のために積み立てられる準備金）を一定割合まで補償し、保険契約の継続を確保することにより保険契約者の保護を図るものであり、生命保険と損害保険とで同じ仕組みを採用している。

しかしながら、生命保険とは異なり保険期間が 1 年である契約が主であり、また、被保険者の加齢や病歴による再加入の問題が発生する可能性は少ない損害保険の自動車保険等については、保険契約の継続よりもむしろ保険金の支払を確保することを重視し、例えば、保険会社の破綻後の一定期間、保険金の 100% 支払を保証することとする方が優れているとの指摘がある。

一方で、損害保険会社は医療・介護等の再加入に困難性がある長期の保険や貯蓄性のある保険についても取り扱っており、こうした保険については、その特性及び契約者の保護に配慮し、現行の契約者保護の仕組みを維持する必要があるとの指摘がある。

また、制度の見直しに当たっては、全体として契約者保護を後退させないようにするとともに、資金援助の負担者にも配慮した検討を行う必要がある。

したがって、損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネット（安全網）の趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討する。（IV金融エ 29）

「保険業」の定義等（保険業法抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

（以下略）

第三百十五条 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずに保険業を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

根拠法のない共済について

最近、当庁に対して、根拠法のない共済(いわゆる無認可共済)についてのお問い合わせがありますが、根拠法のない共済は、保険業の免許を受けた保険会社ではないことから、当庁の監督下になく、契約者保護のための規制や制度が存在しないなど、保険会社とは異なる制度によって運営されています。

したがって、このような根拠法のない共済への加入を検討される際には、保険会社との制度上の違いについても留意し、その財務及び業務の健全性等について確認されることが重要です。

○根拠法のない共済とは

そもそも共済とは、一定の地域または職域でつながる者が団体を構成し、将来発生するおそれのある一定の偶発的災害や不幸に対して共同の基金を形成し、これら災害や不幸の発生に際し一定の給付を行なうことを約する制度と考えられていますが、その中には根拠法を有する共済と根拠法のない共済があります。

根拠法を有する共済は(注1)、「他の法律に特別の規定のあるもの(保険業法第2条第1項)」などに該当することから、保険業法の規制は受けませんが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行なっています。

これに対し、根拠法のない共済は、見舞金程度の支給に止まる場合や、特定の者を対象としている場合には保険業に該当せず、免許を受けずに事業を行なっても保険業法違反にならないと解されていますが(注2)、保険業法やその他特別の法律による規制の対象とならず、特別の法律による監督も受けません。

(注1) 代表的な例として、農業協同組合(JA:農業協同組合法)、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済:消費生活協同組合法)、全日本火災共済協同組合連合会(日火連:中小企業等協同組合法)等の行う共済があります。詳しくは、根拠法を有する共済の加盟団体である社団法人日本共済協会のホームページ <http://www.jcia.or.jp/>を参照してください。

(注2) 根拠法のない共済が、不特定の者を対象に共済事業を行なっている場合には、保険業法違反となり、当該事業を行なった者に対して刑罰が科される可能性があります。

○根拠法のない共済と保険会社との主な制度上の違いについて

	根拠法のない共済	保険会社
監督官庁	なし	金融庁
設立における免許制度	なし	あり
商品審査制度	なし	あり
責任準備金制度	なし	あり
資産運用規制	なし	あり
ディスクロージャー制度	なし	あり
公的セーフティネット	なし	あり
募集人登録制度	なし	あり

○問い合わせリンク先

- ・国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
- ・社団法人生命保険協会 http://www.seiho.or.jp/qa_kyosai.html
- ・社団法人日本損害保険協会 http://www.sonpo.or.jp/qa/qa_k_22.html
- ・社団法人日本共済協会 <http://www.jcia.or.jp/>

以上

無認可共済に係る規制改革要望(抜粋)

要望主体名	(社)生命保険協会	(社)日本損害保険協会	米国	欧州委員会 (EU)
規制改革要望事項 (事項名)	「根拠法のない共済」への保険業法適用基準の明確化	根拠法のない共済に対する保険業法適用基準の明確化	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同一スタンダードの確立)	簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用
具体的 規制改革要望内容	保険業法第2条第1項の「不特定の者」の定義を事務ガイドライン等で示すことにより、「保険業」の定義を明確化する。	「共済」の名称を用いても実質的に不特定の者を対象としている場合には保険業法第2条第1項の「保険業」の定義に該当し、無免許営業となることを、同条項における「不特定の者」の解釈を事務ガイドライン等で示すことにより明確にして頂きたい。	共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。	簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。
具体的事業の 実施内容		消費者保護上問題のある組織の活動を抑制でき、市場環境の健全性の向上に資する。		
要望理由	保険業法第2条第1項では「不特定の者」を対象とするものを「保険」と定義しているが、「不特定」の範囲が不明確であることから、「特定の者」を対象とする「共済」は保険業法の対象とはならないとして、実質的に不特定を対象としているにもかかわらず、規制・監督を受けない「根拠法のない共済」が多数存在している。不特定の者を対象として共済事業を行う場合には、業務の健全性、募集の公正を確保することにより、契約者保護を図ることを目的とする保険業法が適用されるべきである。	不特定の者を対象として共済事業を行う場合、公的監督の下、事業の継続性・健全性を点検し、支払能力を確保しなければ、消費者保護に欠ける事態に陥りかねない。共済を標榜しつつ不特定の者を対象として事業を行うケースでは過去に被害事例も発生しており、保険業法上の無免許営業規定に基づく取締りを強化し、被害発生を防止する必要がある。	共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当なマーケットシェアを有している。管轄省庁が規制をしている共済もあれば、(例えば、農林水産省は農業共済を規制している)、全く規制をされていない(根拠法のない)共済もある。根拠法のない共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。	「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.1.金融サービス/保険部門による。

(注)規制改革集中受付月間(15年11月)に、総合規制改革会議に寄せられた要望を抜粋したもの。